

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

平成二十八年九月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

有限会社あ すなろ	登録検査 機関の 名称	
	住所	変更の あった 農産物 検査員
	五反田 薫	氏 名
	山県郡北広島町後 有田八四一番地四	住 所
	玄米	農産物 検査を 行う 種類
平成二八 年八月一 日	変更 年月 日	